

# 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

宮古島市教育委員会

宮古島市立の小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒は、世帯の所得に応じて、学用品費や給食費等を給付する特別支援教育就学奨励費制度を利用することができます。

## ★★★★ 支援内容 ★★★★★

世帯の所得を確認し、支弁区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を決定します。

支弁区分Ⅰ、Ⅱの世帯には保護者の学用品費等購入実績に基づき下記の支給があります。

| 援助費目           | 対象学年 |   | 支給額（支弁区分Ⅰ、Ⅱ）                                              |
|----------------|------|---|-----------------------------------------------------------|
| 学校給食費          | 全学年  |   | 保護者負担額の1/2※                                               |
| 学用品費（通学用品費を含む） | 全学年  | 小 | 定額 5,710 円（領収書等不要）<br>保護者実費の 1/2（5,711～5,820 円、領収書等添付）    |
|                |      | 中 | 定額 11,160 円（領収書等不要）<br>保護者実費の 1/2（11,161～11,370 円、領収書等添付） |
| 新入学児童生徒学用品費    | 1 年生 | 小 | 定額 20,300 円（領収書等不要）<br>保護者実費の 1/2（20,301～25,555 円、領収書等添付） |
|                |      | 中 | 定額 23,700 円（領収書等不要）<br>保護者実費の 1/2（23,701～30,490 円、領収書等添付） |

※支弁区分Ⅲは給付の対象外となります。

※学校給食費については学校教育課から給食センターに直接支払います。

## ★★★★ 重要なお願い「領収書」の提出について ★★★★★

学用品費・新入学児童生徒学用品費については令和4年度より定額支給を取り入れ、定額支給分までは領収書等の提出は不要となりましたが、定額支給分を超えて限度額までの支給を希望する際には、**保護者が負担した実費の 1/2（限度額まで）**となっているため、保護者が費用負担している実態について確認が必要となります。

定額支給分を超える支給を希望する際には、学用品・通学用品などを購入した際の「領収書」の保管をお願いします。

対象となるもの：ノート、筆記用具、辞書類、通学用靴、体育着、制服、通学用かばん、ランドセルなど

※領収書には氏名・金額・日付・品名の記載が必要です。複数の商品を購入した際も、何を購入したか確認できるようすべての品名の記載を依頼して下さい。

例)「文具類」等の記載では確認できず、支給の対象外となりますので、必ず「鉛筆、消しゴム」等具体的な商品名での記載をお願いします。

どうしても領収書がない場合はレシートを保管しておいて下さい。

レシートの場合でも具体的な商品名の記載が必要となりますのでご注意ください。

※学校で徴収する教材費等については学校からの報告により確認するため領収書等は必要ありません。